

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">福岡県産業廃棄物処理に係る不利益処分の基準に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号。以下「条例」という。)に基づく不利益処分を行う基準を定めることにより、当該行政処分の公正及び判断過程の透明性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱が対象とする不利益処分の種類及び根拠条項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 事業の停止命令(法第14条の3(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))</u></p> <p><u>(2) 事業の許可の取消し(法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))</u></p> <p><u>(3) 産業廃棄物処理施設の改善命令(法第15条の2の7)</u></p> <p><u>(4) 産業廃棄物処理施設の使用停止命令(法第15条の2の7)</u></p> <p><u>(5) 産業廃棄物処理施設の許可の取消し(法第15条の3)</u></p> <p><u>(6) 改善命令(法第19条の3(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。))</u></p> <p><u>(7) 措置命令(法第19条の5(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)、第19条の6、<u>第19条の10第2項</u>)</u></p> <p><u>(8) 事故時の措置(法第21条の2第2項、条例第<u>11</u>条第2項)</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(事業の停止命令)</p> <p>第3条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を<u>命ずることができる</u>。</p>	<p style="text-align: center;">福岡県産業廃棄物処理に係る不利益処分の基準に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号。以下「条例」という。)に基づく不利益処分を行う基準を定めることにより、当該行政処分の公正及び判断過程の透明性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱が対象とする不利益処分の種類及び根拠条項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 事業の停止命令(法第14条の3(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))</p> <p>二 事業の許可の取消し(法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))</p> <p>三 産業廃棄物処理施設の改善命令(法第15条の2の7)</p> <p>四 産業廃棄物処理施設の使用停止命令(法第15条の2の7)</p> <p>五 産業廃棄物処理施設の許可の取消し(法第15条の3)</p> <p>六 改善命令(法第19条の3)</p> <p>七 措置命令(法第19条の5、第19条の6)</p> <p>八 事故時の措置(法第21条の2第2項、条例第<u>12</u>条第2項)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(事業の停止命令)</p> <p>第3条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずる。</p>

- (1) 法に定める違反行為をしたとき、又は違反行為に関与したとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 当該事業の許可に付された生活環境保全上の条件に違反したとき。

(事業の許可の取消し)

第4条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事業の許可を取り消す。

- (1) 法で定める欠格条項に該当するに至ったとき。
 - (2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により事業の許可、更新の許可又は事業変更の許可を受けたとき。
- 2 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当し、情状が特に重いときは、その許可を取り消すことができる。

(産業廃棄物処理施設の改善命令、使用停止命令)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- (1) 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法に規定する技術上の基準又は維持管理の技術上の基準に適合していないとき。
- (2) 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が当該産業廃棄物処理施設の設置許可の申請書に記載された設置に関する計画又は維持管理に関する計画（これらの計画について変更許可を受けたときは変更後のもの。）に適合していないとき。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が法に規定する基準に適合していないとき。
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置者が法に定める違反行為をしたとき、又は違反行為に関与したとき。
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置者が当該産業廃棄物処理施設の設置許可に付された生活環境

- 二 法に定める違反行為をしたとき、又は違反行為に関与したとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 当該事業の許可に付された生活環境保全上の条件に違反したとき。

(事業の許可の取消し)

第4条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が次の各号の一に該当するときは、その事業の許可を取り消す。

- 一 法で定める欠格条項に該当するに至ったとき。
 - 二 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 三 不正の手段により事業の許可、更新の許可又は事業変更の許可を受けたとき。
- 2 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(産業廃棄物処理施設の改善命令、使用停止命令)

第5条 次の各号の一に該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じる。

- 一 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法に規定する技術上の基準又は維持管理の技術上の基準に適合していないとき。
- 二 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が当該産業廃棄物処理施設の設置許可の申請書に記載された設置に関する計画又は維持管理に関する計画（これらの計画について変更許可を受けたときは変更後のもの。）に適合していないとき。
- 三 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が法に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 四 産業廃棄物処理施設の設置者が法に定める違反行為をしたとき、又は違反行為に関与したとき。
- 五 産業廃棄物処理施設の設置者が当該産業廃棄物処理施設の設置許可に付された生活環境保

保全上の条件に違反したとき。

(産業廃棄物処理施設の許可の取消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消す。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置者が法で定める欠格条項に該当するに至ったとき。
- (2) 前条第4号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- (3) 不正の手段により設置の許可又は変更の許可を受けたとき。

2 前条第1号、第2号、第3号若しくは第5号のいずれかに該当し、情状が特に重いとき、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が法第15条の2の4において読み替えて準用する法第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消すことができる。

(改善命令)

第7条 産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準又は特別管理産業廃棄物保管基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、その行為を行った者に対し、期限を定めて、その方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(措置命令)

第8条 産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準又は特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、法第19条の5第1項各号に掲げる者(以下「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程に

全上の条件に違反したとき。

(産業廃棄物処理施設の許可の取消し)

第6条 次の各号の一に該当するときは、当該産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消す。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置者が法で定める欠格条項に該当するに至ったとき。
- 二 前条第4号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- 三 不正の手段により設置の許可、又は変更の許可を受けたとき。

2 前条第1号、第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消すことができる。

(改善命令)

第7条 産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準又は特別管理産業廃棄物保管基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬、処分又は保管が行われた場合、その行為を行った者に対し、期限を定めて、その方法の変更その他必要な改善を命じる。

(措置命令)

第8条 産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、その処分を行った者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講じるよう命じる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事

おける事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が法第15条の4の3第1項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあっては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

(2) 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他法の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

3 第1項の規定は、法第19条の10第2項各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っているとき認められるときについて準用する。この場合において、第1項中「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置」とあるのは、「産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。

(事故時の措置)

第9条 産業廃棄物の処理施設の事故等により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その支障の除去等の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該施設の設置者に応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(不利益処分の基準等)

第10条 第3条から第6条までの違反行為に対する不利益処分の内容とその基準は、別表のとおりとする。

2 不利益処分の内容は、情状により加重又は軽減することができる。

(意見陳述)

第11条 第3条から第6条まで、第8条及び第9条に定める不利益処分（第5条第1号の規定による産業廃棄物処理施設の改善命令を除く。）をしようとするときは、行政手続法（平成5

業者及び中間処理業者とし、その処分を行った者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講じるよう命じる。

一 その処分を行った者等の資力その他の事情からみて、その処分を行った者等のみによっては、支障の除去等の措置を講じることが困難であり、又は講じても十分ではないとき。

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な単価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他法の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を執らせることが適当であるとき。

(事故時の措置)

第9条 産業廃棄物の処理施設の事故等により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その支障の除去等の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該施設の設置者に応急の措置を講じるよう命じる。

(不利益処分の基準)

第10条 第3条から第6条までの違反行為に対する不利益処分の内容とその基準は、別表のとおりとする。

(意見陳述)

第11条 第3条から第6条まで、第8条及び第9条に定める不利益処分（第5条に規定する産業廃棄物処理施設の改善命令を除く。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88

年法律第88号)に基づく意見陳述のための手続きを執らなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きを執ることができないとき。

(2) 法に規定する資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(処分の通知)

第12条 不利益処分を行うことを決定したときは、その内容、理由及び根拠法令を文書により被処分者に通知する。事業の停止処分にあつては、停止すべき期間の始期と終期を日をもって指定する。

(不利益処分事実の公表)

第13条 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則(平成15年福岡県規則第38号)第11条第2項に規定するその他知事が適当と認める方法とは、福岡県ホームページへの掲載及び県政記者室への資料提供とする。

2 公表の内容は、次に掲げる項目とする。

(1) 処分を受けた事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地並びにその代表者の氏名)

(2) 行政処分の内容

(3) 処分の年月日

(4) 処分の理由

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 産業廃棄物に係る廃棄物処理法違反に対する行政処分等取扱要領(平成5年4月1日施行)は廃止する。

号)に基づく意見陳述のための手続きを執らなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きを執ることができないとき。

二 法に規定する資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(処分の通知)

第12条 不利益処分を行うことを決定したときは、その内容、理由及び根拠法令を文書により被処分者に通知する。事業の停止処分にあつては停止すべき期間の始期と終期を日をもって指定する。

(不利益処分事実の公表)

第13条 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則(平成15年福岡県規則第38号)第13条第2項に規定するその他知事が適当と認める方法とは、福岡県ホームページへの掲載及び県政記者室への資料提供とする。

2 公表の内容は次に掲げる項目とする。

一 処分を受けた事業者の氏名及び住所(法人にあつては名称及び所在地並びにその代表者の氏名)

二 行政処分の内容

三 処分の年月日

四 処分の理由

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 産業廃棄物に係る廃棄物処理法違反に対する行政処分等取扱要領(平成5年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

許 可 の <u>取 消 し</u> 等 の 要 件	処 分 内 容
① <u>法</u> 第14条の3の2第1項第5号 <u>法</u> 第15条の3第1項第2号 （「情状が特に重いとき」に相当） *違反行為は、法の罰条をもって記載 無許可営業（ <u>法</u> 第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更（同項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号）	

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

許 可 の <u>取 り 消 し</u> 等 の 要 件	処 分 内 容
①第14条の3の2第1項第5号 <u>及び</u> 第15条の3第1項第2号 （「情状が特に重いとき」に相当） *違反行為は、法の罰条をもって記載 無許可営業（第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更（同項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号）	

<p>施設無許可設置（同項第 8 号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第 9 号） 施設無許可変更（同項第 10 号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第 11 号） 無確認輸出（同項第 12 号） 受託禁止違反（同項第 13 号） 不法投棄（同項第 14 号） 不法焼却（同項第 15 号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第 16 号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第 2 項） 委託基準違反、再委託禁止違反（<u>法第 26 条第 1 号</u>） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第 2 号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第 3 号） 無許可輸入（同条第 4 号） 輸入許可条件違反（同条第 5 号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号） 無確認輸出予備（<u>法第 27 条</u>）</p>	<p>許可取消し</p>		<p>施設無許可設置（同項第 8 号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第 9 号） 施設無許可変更（同項第 10 号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第 11 号） 無確認輸出（同項第 12 号） 受託禁止違反（同項第 13 号） 不法投棄（同項第 14 号） 不法焼却（同項第 15 号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第 16 号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第 2 項） 委託基準違反、再委託禁止違反（<u>第 26 条第 1 号</u>） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第 2 号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第 3 号） 無許可輸入（同条第 4 号） 輸入許可条件違反（同条第 5 号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号） 無確認輸出予備（<u>第 27 条</u>）</p>	<p>許可取消し</p>	
<p>②<u>法第 14 条の 3 第 1 号</u> <u>法第 15 条の 2 の 7 第 3 号</u> * <u>主な</u>違反行為は法の罰条をもって記載</p> <p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（<u>法第 28 条第 2 号</u>） 虚偽管理票交付（<u>法第 27 条の 2 第 6 号</u>） 管理票に係る勧告の措置命令違反（<u>同条第 11 号</u>）</p> <p>施設使用前検査受検義務違反（<u>法第 29 条第 2 号</u>）</p>	<p>停止 90 日</p> <p>停止 60 日</p>		<p>②<u>第 14 条の 3 第 1 号及び第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号並びに第 15 条の 2 の 7 第 3 号及び第 15 条の 3 第 1 項第 2 号</u> *違反行為は法の罰条をもって記載</p> <p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（<u>第 28 条第 2 号</u>） 虚偽管理票交付（<u>第 29 条第 8 号</u>） 管理票に係る勧告の措置命令違反（<u>同条第 13 号</u>）</p> <p>施設使用前検査受検義務違反（<u>第 29 条第 2 号</u>）</p>	<p>停止 90 日 又は 許可取消し</p> <p>停止 60 日 又は 許可取消し</p>	

<p>保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。））</p> <p>管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第1号）</p> <p>管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号）</p> <p>管理票回付義務違反（同条第3号）</p> <p>管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号）</p> <p>管理票・同写し保存義務違反（同条第5号）</p> <p>引受禁止違反（同条第7号）</p> <p>虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号）</p> <p>電子管理票虚偽登録（同条第9号）</p> <p>電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第10号）</p> <p>処理困難通知義務違反・虚偽通知（法第29条第4号）</p> <p>処理困難通知保存義務違反（同条第5号）</p> <p>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号）</p> <p>帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号）</p> <p>業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号）</p> <p>定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号）</p> <p>維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号）</p> <p>処理責任者等設置義務違反（同条第5号）</p> <p>報告拒否、虚偽報告（同条第7号）</p> <p>立入検査拒否・妨害・忌避（同条第8号）</p> <p>技術管理者設置義務違反（同条第9号）</p>	<p>停止30日</p>		<p>保管届出義務違反（第29条第1号（第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。））</p> <p>管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第3号）</p> <p>管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号）</p> <p>管理票回付義務違反（同条第5号）</p> <p>管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第6号）</p> <p>管理票・同写し保存義務違反（同条第7号）</p> <p>引受禁止違反（同条第9号）</p> <p>虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第10号）</p> <p>電子管理票虚偽登録（同条第11号）</p> <p>電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第12条）</p> <p>処理困難通知義務違反・虚偽通知（同条第14号）</p> <p>処理困難通知保存義務違反（同条第15号）</p> <p>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第16号）</p> <p>帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第30条第1号）</p> <p>業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号）</p> <p>定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号）</p> <p>維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号）</p> <p>処理責任者等設置義務違反（同条第5号）</p> <p>報告拒否、虚偽報告（同条第6号）</p> <p>立入検査拒否・妨害・忌避（同条第7号）</p> <p>技術管理者設置義務違反（同条第8号）</p>	<p>停止30日 又は 許可取消し</p>
<p>事故時応急措置命令違反（法第29条第7号）</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止</p>		<p>事故時応急措置命令違反（第29条第17号）</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止又</p>

産業廃棄物処理基準違反、特別管理産業廃棄物処理基準違反 産業廃棄物保管基準違反、特別管理産業廃棄物保管基準違反	違反の是正に必要な期間の停止
その他の違反行為	停止10日
③法第14条の3第2号 法第14条の3の2第2項 (法第14条の3第2号に係る部分に限る。) 法第15条の2の7第1号、第2号 法第15条の3第2項 (法第15条の2の7第1号又は第2号に係る部分に限る。)	改善に必要な期間の停止又は許可取消し (改善が不可能な場合)
④法第14条の3第3号 法第15条の2の7第4号	停止30日

	は許可取消し
その他の違反行為	停止10日
③第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項並びに第15条の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項	改善に必要な期間の停止又は許可取消し
④第14条の3第3号及び第14条の3の2第2項並びに第15条の2の7第4号及び第15条の3第2項	停止30日又は許可取消し